

地域コミュニティ協議会の 設立に向けて

—報告書—

武蔵村山市地域コミュニティ協議会設立準備委員会

平成25年1月

はじめに

近年、少子・高齢化、生活様式の多様化・複雑化に伴い、地域における住民相互の連帯感が希薄になり、日常生活における防犯、防災、子育て、一人暮らし高齢者などを取り巻く身近な問題が生じています。これらに対応していくためには、市民一人ひとりが、自らの問題として市民相互の絆づくりに主体的に取り組むことが重要です。

また、平成23年3月11日に発生した未曾有の大震災を契機として、地域の結束力の重要性が見直され、市民自らが地域社会の担い手として行動しなければならないという意識が強まっています。

平成23年7月に提出された地域コミュニティ活性化検討協議会からの報告書「活力ある地域コミュニティに向けて」（以下「前報告書」という。）では、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識の下、まちづくりのビジョンを、地域住民で力を合わせ、考え、楽しみながら行う様々な不断（普段）の活動こそが、地域の結束力を高め、安全で安心して暮らせる魅力的な住みよいまちをつくる上で重要であるとされています。

この前報告書を受け、この報告に示された「地域コミュニティ協議会」設立に向けての課題等を点検し、具体的な手法を模索、討議してきた結果を、ここにまとめましたので報告します。

なお、参考までに前報告書概要を資料として掲載いたしました。

平成25年1月

地域コミュニティ協議会設立準備委員会

目次

1	地域コミュニティ協議会の必要性について	1
2	地域コミュニティ協議会の設立	2
3	地域コミュニティ協議会のモデル地域設置	6
4	地域コミュニティ協議会に関する大綱等	7
5	地域コミュニティ協議会設立年次計画	8
6	地域コミュニティ協議会担当職員の配置	9
7	各地域コミュニティ協議会の自主性尊重と協議会連合会の設置等	10
	おわりに	11

資料

1	地域コミュニティ活性化検討協議会報告書（概要）	12
2	地域コミュニティ協議会設立準備委員会設置要綱	13
3	地域コミュニティ協議会設立準備委員会名簿	15
4	会議開催経過	16

1 地域コミュニティ協議会の必要性について

現在、主な地縁団体としては自治会があり、活動の主軸は、地域の祭りやふれあいスポレク大会、グラウンドゴルフ大会などの親睦事業、防災訓練、防犯パトロール、子どもや高齢者の見守り事業が中心となっているが、少子・高齢化やライフスタイル、価値観の多様化によって、加入率は低下を続けている（表1）。これは、自治会に入らずとも普段の生活に大きな支障を来さない上に、自治会に入るメリットを感じられないために自治会に加入しないという意見を持つ住民が多いためと考えられる。

しかし、今後ますます高齢化社会や核家族化が進行する中で、地域結束力の強化や相互支援が求められている。

そこで、各地域には、自分たちの生活をより良くするために自主的に活動を行っている市民団体が多数あることから、これらの団体を相互に連携させた地域コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）を設立する必要があると考える。

この場合、協議会を新たに設立することにより、各既定団体等がなくなるのではなく、各団体の融合体が結成されるものとする。

（表1）自治会加入率推移

（各年度4月1日現在）

年 度	世帯数（世帯）	加入率（%）
平成 元 年度	20,643	77.4
平成 10 年度	24,091	60.1
平成 20 年度	27,638	38.0
平成 24 年度	29,092	33.5

2 地域コミュニティ協議会の設立

協議会を設立することにより、従来の自治会単独での活動は縮小するケースも考えられるが、各団体と連携することで、情報や課題を共有できる上、連携の仕方によっては、自治会の加入率向上につながる可能性もあり、自治会も地域も活性化できると考える。

また、現在は、自治会同士あるいは自治会と各種団体が交流する機会は少ないが、協議会の設立により、様々な活動を通して交流分野が広がることが期待できる。

そのため、個々の団体の活動を地域の活動に結び付けていく仕組みの構築が望まれる。

また、コミュニティスクールが推進されている状況の中で、各小学校通学区域をエリアとした協議会の設立は、両組織が相互に連携、支援し合うことにより相乗効果を生み組織の効率性を高めることとなる。

(1) エリア設定

前報告書において単位エリアは小学校通学区域とすることが適当であると提言されているが、地域社会での多くの活動団体では、子どもを主役に添えた活動が多く、学校への関心は一般的に高いため、小学校の存在は分かりやすく、名実ともに近距離にあり、所属する協議会が明確となる。加えて、各小学校の通学区域内人口は、1万人前後であり、ほぼ均衡が保たれている。

また、子どもが成長するにつれて地域との関わりが希薄となる傾向があるが、かつてコミュニティを育んできた小学校通学区域に着眼することで、失ったコミュニティを復活できる契機と成り得る。

さらに、地域とともにある学校づくりを進める上での有効なツールであるコミュニティスクールの進展に伴い、学校を単位とした地域の結びつきが期待できる。

そして、地域ごとに特色のある協議会が設立されることが予想されるが、目的や成り立ちにおいて同一性がある小学校通学区域を単位エリアとすると、市内には9小学校があることから9つの協議会が設立されることとなるが、9つという数を勘案すると、協議会間の情報交換や行政との連携が円滑に進む数として妥当と思われる。

しかし、既に確立されている自治会等の既存組織エリアと協議会エリアが異なることから、既存組織のエリアが分断される等問題が予想されるため、今後調整し整合性を図る必要がある。例えば、既存自治会における他団体との交流等の実態が複数協議会にまたがっている場合、いずれかの協議会に所属する、若しくは、複数の協議会に加入するなどの調整が必要となり、その場合には、自治会の再編等が必要になるなどの問題である。だが、この問題は各地域の実態に託することとした（図1）。

(图1) 自治会・小学校通区域等地图



(2) 構成員

協議会においては、単位エリア内の全ての個人及び団体が構成員の資格を有する。活動内容により、参加する構成員は異なってくるが、今まで自治会等既存の団体に加入していなかった人も含まれること、さらに、現在の自治会等の活動区域よりも広くなることから、新エリア内の社会的、人的資源が豊富に確保されるというメリットがある。

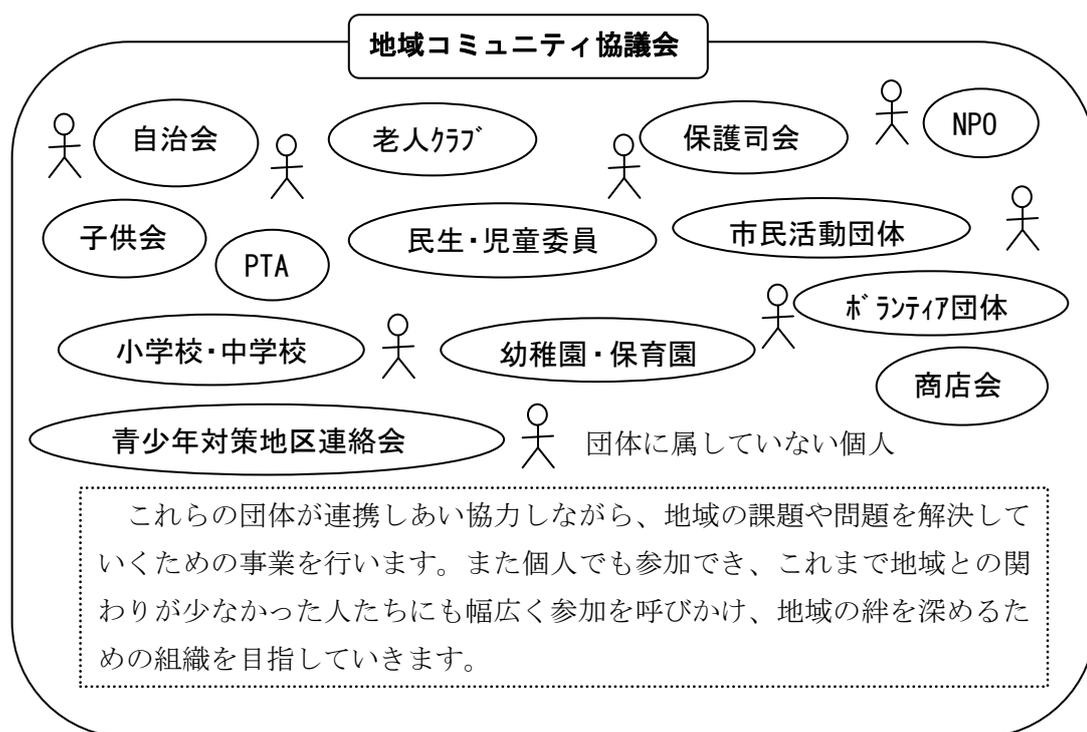
協議会の役員は、コミュニティスクールの組織や編成を参考にしつつ、地域で活動している自治会長や民生委員など幅広い分野の人を加えることが必要である。特に長い歴史の中で育んできた自治会組織の役割は、新組織での牽引的な存在として位置付けられる。

一方、PTAや子供会は、小学校通学区域で構成されているが、自治会や老人クラブなど、小学校通学区域で構成されていない団体との連携が課題として残るものの、相互に情報を共有化する横組織として幅広く機能していくことになる。

現在、自治会をはじめ各種団体の人材が高齢化し、新たな人材の発掘や育成が難しくなり、限られた人材が役員を担うことになり、団体自体が疲弊している状態がある。

そこで、協議会を設立する際には、ボランティアとして、地域貢献に意欲のある多くの人材を発掘し、中心となって活動する構成員の負担が過大とならないように配慮する必要がある（図2）。

(図2) 地域コミュニティ協議会構成員



(3) 活動内容

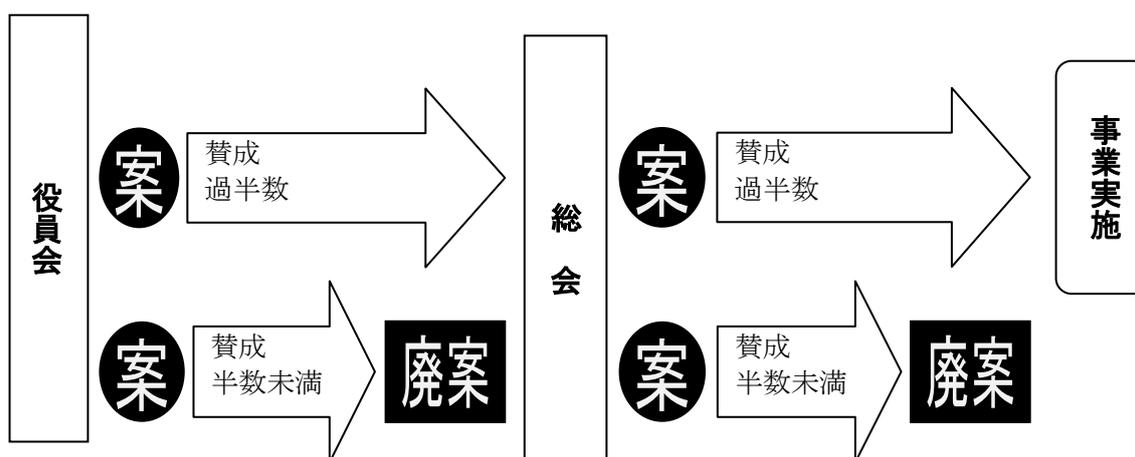
防災訓練や資源回収など、現在、自治会でやっている既存の活動を分担して行う場合や、より広い視点に立った新しい行事を、協議会事業として発展的に行うなどの場合が考えられる。

また、自治会をはじめ各団体が個々に事業を行う中で、団体同士が互いに連携することは難しい一面もあったが、協議会の設立により、スケールメリットを生かして協議会エリア内の各団体が連携した行事の実施が容易となる。

しかし、各地域での課題は固有のものであると思われるので、地域ごとに構成員の協議により一定の方針を立てた上で、活動していくことが望ましい（図3）。

いずれにしても、一部構成員の負担に偏らないよう協調し、かつ、諸活動に当たっては、義務的、強制的な参加でなく、楽しみながら参加できるように運営していく必要がある。

(図3) 意思決定の流れ



(4) 活動拠点

各協議会エリア内に協議会が占有できる施設がないので、会議場所の確保などには、行政が積極的に支援することが必要である。

3 地域コミュニティ協議会のモデル地域設置

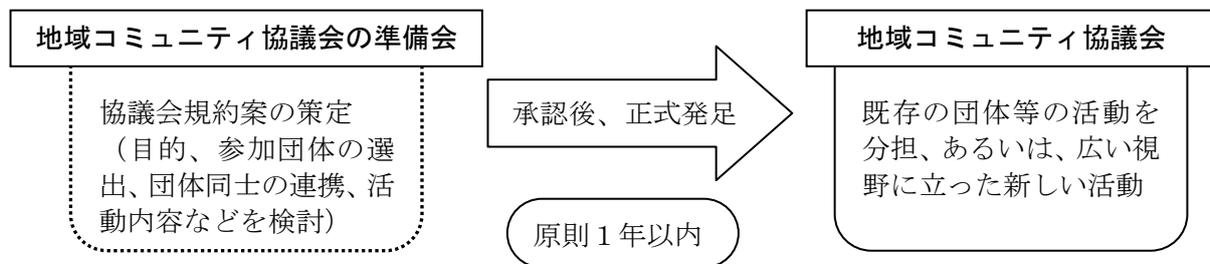
本来、協議会は住民が自主的に設立することが望ましいが、市民と行政が相互に的確な情報を共有するための新しい組織づくりであることから、様々な問題を解決させ、地域に浸透させるためにも、地域社会での実践モデルとして、平成25年度の早い時期に、いくつかのモデル地域を指定し、協議会の準備会（以下「準備会」という。）を設立することが望ましい。3年間程度で市内全域に協議会が設立できるように、市域を東部、中部、西部に分け、それぞれの区域に1協議会をモデル協議会として指定する。

モデル地域の選定は、市が行うものとし、市から住民に、協議会の設立の意図などを説明し、自治会に先導してもらうことが有効と考える。

このモデル地域において、モデルエリア内の各種団体（自治会、子供会、PTA、老人クラブ等）による準備会を組織し、構成団体の検討をはじめとして、既存の自治会や各種団体との連携の在り方などを含めた協議会規約案を作る。

準備会において規約案の合意が得られ次第、当該準備会の委員を構成員とする協議会を発足させる。この準備期間は、原則1年以内とするが、状況に応じて延長することもやむを得ないと考える（図4）。

（図4）準備会から協議会への移行



4 地域コミュニティ協議会に関する大綱等

1 基本的共通条項

各協議会設立に先立ち、基本的共通条項を大綱として策定する。

(1) 協議会の区域

小学校通学区域とする。

(2) 協議会の構成員

対象区域に居住する個人及び所在する市民団体とする。

(3) 協議会の役割

ア 地域の課題について解決策を検討するとともに、課題を解決するための地域活動を自主的かつ自立的に実施する。

イ 構成員が情報交換をし、より確かなネットワークの構築を目指す。

ウ 様々な立場の住民が対等に参加できる開かれた協議会とし、地域内の意見が集約される場とする。

(4) 地域住民の役割

コミュニティの重要性を理解し、地域の自治活動及び住民互助活動に積極的に参加、協力するように努める。

(5) 市の役割

ア 設立前は、地域の実情に合った進め方を共に考え、設立に向けた支援をする。

イ 設立後は、協議会との連絡・意見交換を密にし、協議会を対等な立場で協力し合うパートナーとして位置付ける。

ウ 協議会からの意見を尊重するとともに、その活動を積極的に支援する。

2 各協議会規約

各準備会において、前記の大綱（基本的共通条項）を参考とし、当該協議会の目的、構成員、活動内容などを具体的に検討し、協議会の規約案として策定する。

この規約案が定まり、構成員の同意が得られた段階で、準備会は協議会となる。

5 地域コミュニティ協議会等設立年次計画

3年間程度で市内全域に協議会が設立できることを目標とし、市域を東・中部（一小、三小、九小）、西部（二小、八小、十小）、南部（四小、七小、雷塚小）に分け、それぞれの区域の1小学校通学区域をモデル協議会として指定する（表2）。

（表2）設立年次計画

	第一次モデル協議会 （3地域指定）	第二次モデル協議会 （3地域指定）	第三次モデル協議会 （3地域指定）
平成25年度	モデル地域の指定 準備会の設立 組織規則の制定	—	—
平成26年度	準備会を協議会へ移行	モデル地域の指定 準備会の設立 組織規則の制定	—
平成27年度	—	準備会を協議会へ移行	モデル地域の指定 準備会の設立 組織規則の制定
平成28年度	—	—	準備会を協議会へ移行

7 各地域コミュニティ協議会の自主性尊重と協議会連合会の設置等

市民と市が協働してまちづくりを推進するためには、地域のことは、地域住民が自ら考え、解決に向けて行動するという住民自治を基本とし、これを支える地域コミュニティの充実・活性化が必要である。

「今、自分の地域が抱えている課題は何か。」ということ地域で一緒に考え、地域で協力し合いこれらの課題に取り組むことで、互いに支え合うことの意義や必要性が再認識される。

協議会の設立は、年次計画に沿って順次進めていくこととなるが、各地域によって、住民相互のネットワーク形成の度合い、既存団体の活動の温度差、地域の抱える課題も異なるため、全地域を一律に進めることには無理が生じ、住民の自主性を損なうことにもつながりかねない。

したがって、各地域の準備会においては、協議会設立ありきで進めることなく、まずは、地域の課題の抽出や各団体が抱える悩みなどを情報共有することから始め、設立の機運が高まってきた段階で、協議会を設立すべきである。設立そのものについても、地域住民の自主性に委ねることが重要である。

また、各協議会（全体計画9協議会）は、個々の課題解決のための活動を行っていくものであるが、各協議会相互の情報、課題の共有化を図り、連携を図るため「協議会連合会」を設置する。この地域コミュニティ連合会の設立によって、個々の協議会は、市内全体のコミュニティの核となり、活性化に貢献する。

また、教育委員会で進めているコミュニティスクールの目的は、児童や子どもを対象に活動し、保護者と地域の意見を学校運営に反映させることであり、コミュニティスクールが進展することで、まちの中に学校がある、また、学校の中にまちや地域があるという意識が醸成されていく。

一方、協議会は当該地域の普遍的住民活動であることから、協議会を地域全体の大きな柱とし、コミュニティスクールは、協議会と並列する形で相互に支え合うことにより有効的機能を持つようになることが好ましい。

さらに、平成10年度から教育委員会で設置している中学校区教育推進協議会との連携についても視野に置いた検討が必要である。

おわりに

協議会の設立は、高齢化社会における新しいコミュニティの組織づくりを展望するものであり、市民と行政が共に考え、行動するまちづくりを進める発信源となることを期待したい。

しかしながら、新しい組織づくりは、地域住民の情熱なくして実現できるものではなく、準備会等を通して、地域住民と配置された担当職員が協働し、協議会の必要性や役割を学習し、できるだけ早い機会に新しい組織「地域コミュニティ協議会」が発足することを願うとともに、地域コミュニティ協議会を通じて、地域の課題解決力の向上や活気に満ちた地域社会の形成が実現することを、強く願うものであります。

申し上げるまでもなくコミュニティ協議会の設立実現は、新たな出会いを醸す新しい組織体制づくりであると考えております。したがって、歩みながら、より建設的な方向を見出し、推進して行くことが肝要でありましょう。

最後に、協議会発足後の活動が発展的に推進されますように、補助制度の充実などに特段の御配慮をお願いするものであります。

資料1 地域コミュニティ活性化検討協議会報告書（概要）

平成23年7月に地域コミュニティ活性化検討協議会から報告された「活力ある地域コミュニティに向けてー報告書ー」の概要を紹介する。

1 構成

(1) 考え方

- ア 地域に埋もれている人材の発掘
- イ 地域の活性化に対する意欲や強い志のある市民を募る
- ウ 地域の活性化に対して意欲のある人が自発的に参加
- エ 既存の団体の協力、相互の連携

(2) 協力を得る団体の例

自治会、子供会、老人クラブ、民主・児童委員、交通安全協会、消防団、PTA、地域学校ボランティア、NPO法人、ボランティア団体、青少年対策地区委員会、おやじの会、体育推進員、商工会、事業所、地区会館等の利用団体

(3) 活動内容及び事例

ア 手順

- (ア) 全体方針の決定⇒各地域で活動開始
- (イ) (各地域の活動の第一段階) 問題点・課題についての情報交換
⇒個々の既存団体の活動の連携・充実

イ 具体的な活動の事例

地域の子どもや高齢者の見守り活動、防災訓練、資源回収や地域清掃などの環境美化活動、スポーツイベントや祭りの開催や参加、地域の伝統芸能の伝承活動など

2 区域

小学校通学区域

3 活動拠点

(1) 設立過程

市役所内

(2) 設立後

各地域に設定（市立地区会館、地区集会所など）

4 相互の連携

(1) 目的

地域コミュニティ協議会相互の情報共有・連携強化

(2) 方法

地域コミュニティ連絡会の設置

資料2 武蔵村山市地域コミュニティ協議会設立準備委員会設置要綱

平成24年5月9日

訓令(乙)第87号

(設置)

第1条 人と人との絆を深め、地域コミュニティを活性化することにより、安全で安心なまちをつくることを目的とする武蔵村山市地域コミュニティ協議会(以下「協議会」という。)の設立に当たり、その課題解決を検討するため、武蔵村山市地域コミュニティ協議会設立準備委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 協議会を設立するための課題に関すること。
- (2) その他協議会の設立に当たり市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員18人をもって組織する。

- (1) 識見を有する者 1人
- (2) 武蔵村山市立小・中学校の校長又は副校長 2人
- (3) 武蔵村山市民生(児童)委員 1人
- (4) 自治会その他の武蔵村山市内で活動する公共的団体の代表者がその構成員のうちから推薦する者 14人

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は前条第1号に掲げる者として委嘱された委員を、副委員長は委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(任期)

第6条 第3条第2項に規定する委員の任期は、第2条の規定による報告の終了をもって満了する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生活環境部協働推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月9日から施行する。

資料3 武蔵村山市地域コミュニティ協議会設立準備委員会名簿

役職	氏名	選出区分	選出母体
委員長	澤田 泉	第3条第1項第1号	
副委員長	猪股 昭	第3条第1項第4号	武蔵村山市自治会連合会
委員	荒田 晴夫	第3条第1項第4号	武蔵村山市立第五中学校区教育推進協議会
〃	五十嵐 佐和子	第3条第1項第4号	社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会
〃	市川 七郎	第3条第1項第4号	東大和地区交通安全協会武蔵村山支部
〃	岡崎 孝昭	第3条第1項第3号	武蔵村山市民生児童委員協議会
〃	鬼丸 幸子	第3条第1項第4号	武蔵村山市法人立保育園長会
〃	加賀山 源士	第3条第1項第4号	武蔵村山市老人クラブ連合会
〃	加藤 欽司	第3条第1項第4号	武蔵村山市商工会
〃	加藤 誠二	第3条第1項第4号	武蔵村山市南部地区体育推進員連絡会
〃	関田 勇	第3条第1項第4号	武蔵村山市自治会連合会
〃	高橋 勉	第3条第1項第4号	武蔵村山市自治会連合会
〃	鶴田 浩二	第3条第1項第2号	武蔵村山市公立小学校長会(第一小学校長)
〃	西貝 実	第3条第1項第4号	武蔵村山市自治会連合会
〃	西田 勇	第3条第1項第4号	村山団地連合自治会
〃	峰岸 宏幸	第3条第1項第4号	武蔵村山市消防団
〃	村下 俊文	第3条第1項第2号	武蔵村山市公立小学校長会(雷塚小学校長)
〃	本木 益男	第3条第1項第4号	武蔵村山市公立学校PTA連合会

資料4 会議開催経過

回	内 容
第1回	<p>日 時 平成24年7月11日（水）午後6時～午後8時</p> <p>場 所 中部地区会館401大集会室</p> <p>出席者 委員17名、事務局4名</p> <p>内 容 委嘱書の交付 <報告事項> 地域コミュニティ協議会設立準備委員会の所掌事務等について <議 事> 1 副委員長の指名について 2 会議の公開に関する運営要領の制定について 3 地域コミュニティ協議会の設立に際して課題となる事項について</p>
第2回	<p>日 時 平成24年8月21日（火）午後7時～午後9時</p> <p>場 所 市民会館会議室</p> <p>出席者 委員13名、事務局4名</p> <p>内 容 <報告事項> 第1回地域コミュニティ協議会設立準備委員会会議録の確認について <議 事> 地域コミュニティ協議会設立に際して課題となる事項について</p>
第3回	<p>日 時 平成24年9月11日（火）午後6時から午後8時</p> <p>場 所 中部地区会館402AB学習室</p> <p>出席者 委員14名、事務局4名</p> <p>内 容 <報告事項> 第2回地域コミュニティ協議会設立準備委員会会議録の確認について <議 事> 地域コミュニティ協議会設立に際して課題となる事項について</p>
第4回	<p>日 時 平成24年10月16日（火）午後7時～9時</p> <p>場 所 中部地区会館401大集会室</p> <p>出席者 委員12名、事務局4名</p> <p>内 容 <報告事項> 第3回地域コミュニティ協議会設立準備委員会会議録の確認について <議 事> 地域コミュニティ協議会設立に際して課題となる事項について</p>
第5回	<p>日 時 平成24年11月26日（月）午後6時～午後8時</p> <p>場 所 中部地区会館401大集会室</p> <p>出席者 委員10名、事務局4名</p> <p>内 容 <報告事項> 第4回地域コミュニティ協議会設立準備委員会会議録の確認について <議 事> 地域コミュニティ協議会設置に向けての報告書について</p>
第6回	<p>日 時 平成24年12月21日（金）午後7時～午後9時</p> <p>場 所 中部地区会館405会議室</p> <p>出席者 委員12名、事務局4名</p> <p>内 容 <報告事項> 第5回地域コミュニティ協議会設立準備委員会会議録の確認について <議 事> 地域コミュニティ協議会設置に向けての報告書について</p>

地域コミュニティ協議会の設立に向けて
—報告書—

平成25年1月

武蔵村山市地域コミュニティ協議会設立準備委員会
(事務局) 武蔵村山市生活環境部協働推進課